

住民等への普及啓発・広報等（平時）

【基本的事項】

- ・ 災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ等の排出方法に対する住民の混乱が想定され、市町村では、そうした通常と異なる排出・処理方法に対する住民からの苦情への対応に追われることが想定される。
- ・ 住民等（住民、事業者、NPO、ボランティア含む）への災害対策を検討するとき、情報伝達とコミュニケーションは、災害対応の循環体系全般にかかわり、被害量の増減に影響する重要項目である。そのため、災害が発生する前に、耐震化を勧める等の被害抑止や、被害軽減のための事前準備の普及・啓発事業を実施し、災害廃棄物減量に導くことも重要である。

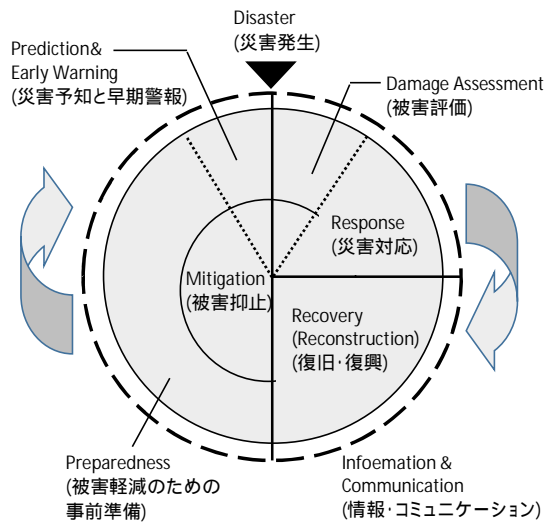


図 1 災害対応の循環体系
(Disaster Life Cycle)

【災害時の廃棄物分別・処理に関する普及啓発・広報】

住民等に処理フローを事前に周知することが、迅速な分別・資源化・処理に寄与する。しかし、災害という緊急事態においては、計画通り遂行されない部分が多い。被害の状況に応じて実行可能性を鑑みて柔軟に優先順位をつける必要性が出てくる。このような理解を十分に共有し、深めておく必要がある。そこで、以下の事項について住民の理解を得よう日頃から啓発等を継続的に実施することが望ましい。

災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物・フロン含有廃棄物の排出方法等）

住民が持込みできる仮置場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）

仮置場候補地

便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止

災害時には、大きく分けて生活ごみ、避難ごみ、片付けごみ等の災害廃棄物、し尿が出ることが考えられ、それぞれの対応を理解しなければならない。

生活ごみ、避難ごみについては、通常の分別・排出方法を踏襲する方が迅速な対応がなされ则认为られる。しかし、し尿を含め、災害の種類や規模によって通常と異なる分別・排出・収集方法が適正な可能性があることを周知しておく。

災害廃棄物は、様々なものが大量に混合状態となつて排出される。住民には、示す災害廃棄物早見表などを用いて、事前に排出される廃棄物を把握し迅速かつ3R（リデュース・リユース・リサイクル）に即した災害廃棄物処理が、被災地の復旧・復興を早めることを理解してもらう。

表 1 災害廃棄物早見表

必ず分別して、梱包・ラベリングするもの		
アスベスト含有 建材等	PCB含有トランス コンデンサ等	注射針等の医療系廃棄物 刃物などの鋭利な物
安全面・衛生面などから分別するもの		
ボンベ、 灯油（ストーブ）等	消火器、堆積物（ヘドロ）	蛍光灯・電池 スプレー缶等の廃棄物
リユース・リサイクルや今後の処理の為に分別するもの		
自動車 原付自転車 船舶	家電リサイクル法対象製品 （洗濯機、冷蔵庫、 冷凍庫、エアコン、テレビ）	コンクリートがら アスファルトがら 土砂 タイヤ
木材・木くず	畳・マットレス等	金属くず
廃棄ではなく保管		
位牌、アルバム、PC、携帯電話等、所有者等の個人にとって価値のあるもの		

【災害廃棄物減量に関する普及啓発・広報】

災害予防（被害防止・被害軽減）の対策を進めることで、被害の抑止力を高め、被害を防ぎきれなかった場合においても最小限にとどめ、被害を受けた場所を早期回復させることが可能になる。以下に災害予防の例を示す。

(1) 構造物耐震化の普及啓発

耐震化により家屋の倒壊を防ぐことにより災害廃棄物の発生量を減らすことが該当する。他に、構造物耐震診断事業、耐震化改修助成金制度、耐震化普及啓発事業の充実と広報を進めるなどがある。

(2) 自助・共助で災害廃棄物減量につながる取り組み

有害物質の所在を明確化しておき、その施設が被害を受けた場合には早急に対応する体制を整備しておくことが該当する。他に、家具転倒防止、防災自主組織支援、防災インストラクター登録制度、防災協力事業者登録制度、防災出前講座等の事業及び広報を行うなどがある。

【住民等への情報伝達方法】

住民等への情報伝達は、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）を通じて行うほか、チラシ、貼り紙、インターネット、広報宣伝車等、複数の媒体を同時に利用して周知することが望ましい。

表 2 情報伝達方法

情報伝達方法	内訳
デジタル媒体	インターネット（自治体ホームページ、防災情報ポータルサイト等）、災害廃棄物処理計画や住民向け概要版の公開
アナログ媒体	紙媒体：市区町村広報誌、防災ハンドブック、パンフレット 掲示物：ポスター、各種掲示板
マスコミ	新聞、テレビ、ラジオ
普及啓発講座	学校、事務所、自治会等への防災行事講演会、防災訓練等
その他	防災リーダーの育成、ボランティアを通じた広報、SNS 等

出典：

千葉県：千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針（2005 年 3 月）

神戸市：防災対応マニュアル

参考 URL：

総務省：災害時における衛星インターネットの利活用に関する調査検討 第 3 章 災害時における情報伝達と通信手段（http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/chosa/eisei_inet/pdf/chap03.pdf#search）

住民等への情報伝達・発信等（災害時）

【基本的事項】

災害廃棄物の処理にあたって住民等へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なる。対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができる。これらの対応時期に適正な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応することが必要である。

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	・自治体庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し	・有害・危険物の取り扱い
	・自治体のホームページ	・生活ごみやし尿及び浄化槽汚泥等の収集体制
	・マスコミ報道(基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容)	・問い合わせ先 等
災害廃棄物の撤去・処理開始時	・広報宣伝車	・仮置場への搬入
	・防災行政無線	・被災自動車等の確認
	・回覧板	・被災家屋の取り扱い
	・自治体や避難所等での説明会	・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報 (対象物、場所、期間、手続き等) 等
	・コミュニティFM	
処理ライン確定～ 本格稼働時	・災害初動時と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法	・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報 等

図 1 対応時期ごとの発信方法と発信内容

【留意事項】

対応時期ごとに情報の伝達・発信するうえで留意する事項について以下に述べる。

(1) 災害初動時

- ・優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮する。
- ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化に努める。
- ・どの時期にどのような情報を伝えるかの大まかなロードマップを示す。

(2) 災害廃棄物の撤去・処理開始時

- ・具体的な取り扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
- ・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- ・被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成する。

(3) 処理ライン確定～本格稼働時

- ・仮置場への搬入に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

(4) 全般

- ・情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示する。
- ・外国人に向けて、外国語版のチラシを作成する。
- ・障害者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努める。

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティス

ごみ出し等の廃棄物に係る住民や事業者、災害ボランティア等に対する広報や情報発信は非常に重要である。過去の災害では、発災初動期において住民等に対して適切に広報や情報発信を行ったことにより、円滑に災害廃棄物対応が進んだ事例もあれば、内容や方法、周知の範囲が不十分であったことで廃棄物が混合化してしまう等、さまざまな問題が生じた事例もある。

本技術資料では、住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティスを示す。グッドプラクティスは、過去の災害で実際に行った事例と、平時における事例の2つに区分して整理している。地方公共団体においては、グッドプラクティスを参考に、住民等への情報伝達・発信の面からも平時から備えを行っておくことが望まれる。

なお、以下に示すグッドプラクティスは「令和元年度 災害廃棄物対策推進検討会 地域間協調ワーキンググループ」において検討・作成されたものである。

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

1. 住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティス一覧

次頁以降に示すグッドプラクティス一覧を以下に示す。

情報伝達・発信等の「方法」が良い事例と、「内容」が良い事例に分けられるため、該当する事例を「 」で示している。また、「 」はグッドプラクティスに該当することを意味しているものであり、これ以外の方法で情報伝達・発信等を行っていないわけではないことに留意が必要である。

表1 グッドプラクティス一覧(災害時)

グッドプラクティス	情報伝達		自治体名称														
	方法	内容	松山市	西予市	宇和島市	大洲市	舞鶴市	朝倉市	仙台市	益城町	川崎市	松本市	堺市	白杵市	西原村	鎌倉市	浜松市
関係者との緊密な連携																	
分別に関するちらし等の活用																	
マスコミの活用																	
仮置場レイアウトの情報提供																	
不法投棄の情報提供																	
撤去に関する情報提供																	

表2 グッドプラクティス一覧(平時)

グッドプラクティス	情報伝達		自治体名称														
	方法	内容	松山市	西予市	宇和島市	大洲市	舞鶴市	朝倉市	仙台市	益城町	川崎市	松本市	堺市	白杵市	西原村	鎌倉市	浜松市
防災訓練																	
ハンドブック																	
ごみカレンダー																	
広報誌等																	

【技 25-1、技 25-2（別添）】

2. 災害時における住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティス

(1) 平成30年7月豪雨における愛媛県松山市の事例

～ 特定被災箇所対策プロジェクトチームの設置～

被災初動時における課題

- 豪雨の影響により、市内各地（本土、島嶼部）で土砂崩れが発生し、民有地や建物内に大量の土砂が流れ込んだ。特に、上怒和、客、才之原、津和地、庄、高浜地域の被害が大きかった。この状況を放置しておく、新たな被害や二次災害の発生が懸念されたが、市民の力だけで土砂等を撤去することは困難な状況であった。

取り組み内容・工夫した点

- 上記の課題を踏まえ、新たな被害の発生や二次災害防止、危険除去を目的に、市長が複合的で大規模な被害が発生した場所を特定被災箇所に指定し、従来の担当部局の枠を超えた「特定被災箇所対策プロジェクトチーム」を設置し、民有地の有無に関わらず危険除去や応急対応工事を一体的に対応した。

【特定被災箇所対策プロジェクトチームの特徴と構成】

特徴：1地区1課で所管に関わらず専従対応。半壊以上の建物撤去・宅地土砂撤去・応急工事、県市連携を実施。

構成：保健福祉部、環境部、都市整備部、下水道部、農林水産部、他

効果

- 距離が近い緊密な関係部局の連携、地域密着の支援により、Face to Face の情報伝達が可能となり、市ホームページにおける情報発信との相乗効果で住民等に正確に情報が伝わったことで迅速な災害廃棄物等の撤去に寄与した。
- トップである市長の姿勢がマスコミにも大きく報道され、被災市民に安心感を与えたことにも寄与したと考えられる。

上怒和地区（怒和島） 被災状況



復旧後



出典：松山市提供資料

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(2) 平成30年7月豪雨における愛媛県西予市の事例

～ 支援者の緊密な連携による情報共有 ～

被災初動時における課題

- 西予市では市内各所で斜面崩壊等が発生するとともに、肱川の氾濫により、宇和地区及び野村地区が広範囲に浸水し、膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生することが懸念された。市職員だけでなく、ボランティアや消防団、自衛隊等、さまざまな関係主体と連携した支援が必要であった。
- 被災初動期における住民のお知らせには防災行政無線を活用したが、防災行政無線は停電で使用できない期間があったり、雨音で聞こえにくい場合もあり、最初は片付けごみが混載で仮置場に運ばれてくることもあった。

取り組み内容・工夫した点

- 関係者(市職員、消防、消防団、ボランティア、自衛隊)が毎朝、一同に会して朝礼を行い、Face To Face による災害廃棄物対策の情報共有を図った。ボランティアに対しては、朝礼による情報共有だけでなく、片付けごみの分別のちらしを市で作成し、社会福祉協議会から配布した。

効果

- 勝手仮置場は一部で発生したが、その数は少なく、被災初動期から片付けごみを分別することができた。ボランティアにとっては、仮置場での荷下ろし作業が大変であったが、ちらしを配布することで、仮置場へ搬入する廃棄物の種類を限定するようになり、ボランティア側の負担軽減にもつながった。

関係者による朝礼の状況



地元消防団の活躍



出典：西予市提供資料

【技 25-1、技 25-2（別添）】

（3）平成30年7月豪雨における愛媛県宇和島市の事例

～FM ラジオの活用や公民館でのちらしの配布、回覧による情報発信～

被災初動時における課題

- 宇和島市では、旧吉田町を中心に土砂崩れ、浸水被害、停電、断水等の甚大な被害が発生し、浸水や土砂崩れのあった地区では膨大な量の災害廃棄物が排出される懸念があった。
- 被災初動期は、片付けごみが大量に排出され、混合状態となった。

取り組み内容・工夫した点

- 上記のような課題が生じたことを受け、ごみ出しに関する市民への周知を行うため、FM ラジオを活用したり、ホームページを閲覧できない市民のためにちらしを公民館で配布したこと、さらに連合自治会長にちらしを手渡しし、地域で回覧を行う等、情報発信を行った。
- ボランティア向けのちらしを作成して社会福祉協議会を通じて配布する等、分別が行われるよう、さまざまな手段で情報発信を行った。
- 仮置場の受付で仮置場の分別配置図を渡し、誘導して住民と職員と一緒に荷下ろしして分別を行った。

効果

- さまざまな手段により住民等に対する情報発信を行ったが、特に仮置場でコミュニケーションを図ったことが一番市民に伝わった。その次からは要領を得て分別してくれた。

市職員が住民と一緒に荷下ろししながら分別指導を行っている状況



出典：宇和島市提供資料

回 覧

大浦地区の皆様へ

宇和島市生活環境課

大浦災害ごみ仮置場について

西日本豪雨により、7月13日から災害ごみ仮置場を大浦地区埋立地に設置しました。大浦地区の住民のみなさまには大変御迷惑をおかっています。大浦災害ごみ仮置場は、7月13日から市職員等にて運営して参りましたが、7月30日から民間へ業務委託することになりますのでお知らせします。市管理のうえ、引き続き仮置場の適正な管理に努めますので御理解のほどよろしくお願ひします。

○ 7月30日以降の変更点を含む概要は以下のとおりです。

- ・ 屑、木製品、燃えるごみ、燃えないごみ、金属、家電など種類別に受入れ
- ・ 可燃ごみなど臭いの発生しやすい物から優先的に持ち出し
- ・ 受入時間は9時～17時（12時～13時は閉鎖）
- ・ 運営管理は事業者へ委託（夜間ガードマンも依頼）
- ・ 持込みされる方にて荷下ろし

大浦受付で配布しているチラシ



出典：宇和島市提供資料

【技 25-1、技 25-2（別添）】

（４）平成 30 年 7 月豪雨における愛媛県大洲市の事例

～ 仮置場入口でのちらしの配布による住民・ボランティアへの情報提供～
被災初動時における課題

- 発災初動時は防災行政無線やホームページを用いて、できる限り災害廃棄物を分別するよう住民に対して情報発信を行ったが、分別が行われず、片付けごみが混合状態となった。市内には勝手仮置場が複数発生した。
- 勝手仮置場の片付けごみの回収は委託事業者へ依頼したが、勝手仮置場の中には委託事業者が入れないような場所もあった。

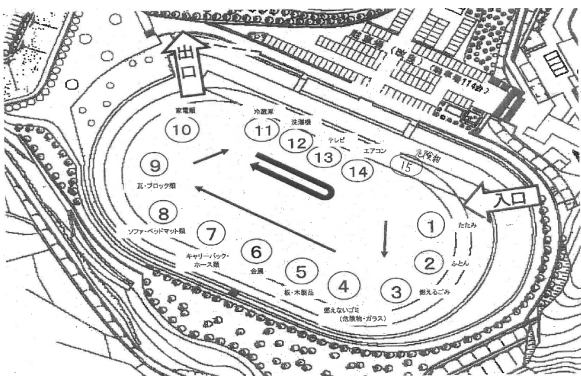
取り組み内容・工夫した点

- 上記の課題を踏まえ、市が設置した仮置場（陸上競技場）では分別を徹底するために仮置場における分別方法を示したちらしを作成し、仮置場の入口で搬入者（住民やボランティア）に対して配布した。
- 勝手仮置場の片付けごみの回収はボランティアの力を借りて行ったが、ボランティアが回収作業を行う前に、あらかじめ仮置場のレイアウトを提示した。

効果

- ちらしの配布前は、防災行政無線やホームページで片付けごみの分別排出を促すものの混合化が進んでしまったが、市が設置した仮置場でちらしを配布するようになってからは目に見える形で分別が行われるようになり、住民の意識も変わった。
- ボランティアに仮置場のレイアウトを示すことで、ボランティアも仮置場での荷下ろしが行いやすくなり、負担軽減に寄与した。

配布した仮置場のレイアウトのちらし



仮置場の実際の状況



出典：大洲市提供資料

【技 25-1、技 25-2（別添）】

（5）平成30年7月豪雨における京都府舞鶴市の事例
～不法投棄、不適正排出防止のための取り組み～
被災初動時における課題

- 平成30年7月豪雨で被災した京都府舞鶴市では、自治体が管理するごみ集積所での拠点収集、各戸への戸別収集（一部、廃棄物処理施設への直接搬入）により災害廃棄物の回収を実施した。
- しかし、拠点収集を継続すると、不法投棄・便乗ごみの排出が懸念された。

取り組み内容・工夫した点

- 不法投棄・便乗ごみ対策として、拠点集積所を順次終了し、戸別収集へ移行した。
- また不適正排出対策としてパトロールを実施し、被災ごみの収集は終了したことや被災ごみでないものは回収しないことを貼紙により情報周知を図った。

効果

- 他の被災者支援施策に関するちらしの中で被災ごみの処理方法を掲載し、配布。
- 被災ごみの排出が行われる地区に限定してちらしを配布した。

被災ごみ収集終了の貼紙



注意を促す貼紙



出典：近畿地方環境事務所 平成30年度第2回セミナー「平成30年7月の豪雨災害での舞鶴市の廃棄物処理について」
（舞鶴市市民文化環境部環境対策室）

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(6) 平成29年7月九州北部豪雨における福岡県朝倉市の事例

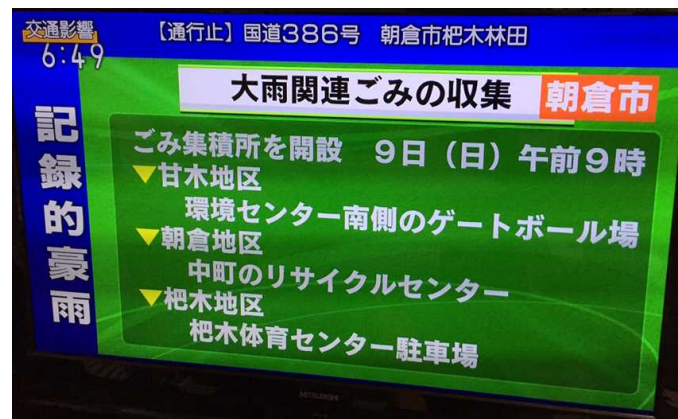
～環境省支援チームの活用、マスコミの活用～

被災初動時における課題

- 福岡県朝倉市では山間部と住宅地の両方が被害を受け、家屋からの片付けごみや大量の流木・土砂の排出が想定された。しかし、片付けごみと流木・土砂の仮置場は別々に設置されることになり、仮置場毎に搬入できる種類が異なったことから、住民等への周知をしっかりと行う必要があった。

取り組み内容・工夫した点

- 事前に災害廃棄物対策マニュアルを策定していたことにより迅速な行動ができた。住民への広報内容を検討する時間を確保することができ、作成した文案を支援に来た環境省支援チームが添削して内容を精査する等、支援をうまく活用して情報発信を行った。
- 地元の新聞社やTVのロールテロップを活用して、仮置場の場所や持ち込み可能な廃棄物の種類、分別方法等の周知を行った。



出典：D.Waste-Net 撮影

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(7) 東日本大震災における宮城県仙台市の事例

～ 宅地がれき等の撤去に関する情報提供～

被災初動時における課題

- 津波により相当量の家屋及び動産物が流されたことや、当時、被災者の避難先が把握しきれていないことから、がれき撤去時に所有者から承諾をもらうことは非常に困難であった。
- 漂着物の中には、被災者が必要としているものが数多く残されていた。

取り組み内容・工夫した点

- 環境省の通知「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」において、倒壊した家屋のがれき等の撤去及び私有地の立ち入りについて承諾を得なくても差し支えないこととされたが、可能なかぎり、承諾等を得るため、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知するよう通知された。
- この方針に基づき、宅地がれき等の撤去を開始するにあたり、がれき等の発生量、浸水地区における撤去の進め方、処理方針について記者発表を行い、広報を行った。
- 記者発表の翌日からは、がれき撤去相談を受け付ける専用ダイヤルを開設し、がれき撤去に関する様々な相談に対応した。宅地がれき等撤去完了後も、住民が自宅を片付ける際に発生した津波漂着がれき等の受付終了日である平成 24 年 9 月 28 日まで継続した。

出典：「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」(平成 28 年 3 月、仙台市環境局)をもとに作成

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

報道関係各位
以下の件につきまして、新聞、TV等の、
震災関係の生活関連情報欄に掲載いた
だきますようお願いいたします。

記者発表資料
平成28年4月13日
(担当) 環境局環境都市推進課
(内線) 735-3370
(直通) 214-0008

津波により発生・漂着した宅地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します

震災における津波により発生・漂着した、宅地などの敷地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します。

震災被害からの、一日も早い復旧と今後の復興に向け、被災された方々の生活の再建や生活環境の保全を図る観点から、できるだけ速やかに進めたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1 撤去の実施地区等

4月22日(金)から、下記の地域で撤去作業を開始します。今後の作業予定などは、前もって、おおむね一週間単位でお知らせします。

なお、全体の撤去終了までは、数カ月程度を要する予定です。

- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| (1) 宮城野区蒲生・中野地区 | (2) 宮城野区蒲生・岡田地区 | |
| (3) 若林区神屋敷地区 | (4) 若林区四ツ谷地区 | (5) 若林区藤田地区 |
| (6) 若林区笠原敷地区 | (7) 若林区荒浜地区 | (8) 若林区下飯田地区 |
| (9) 若林区今泉地区 | (10) 若林区二本木地区 | (11) 若林区三本塚地区 |
| (12) 若林区橋次地区 | (13) 若林区舟土地区 | (14) 若林区藤塚地区 |

2 問い合わせ

環境局がれき撤去(宅地)担当 Tel. 022-214-0028 (4月14日より)

3 その他

- (1) 撤去作業中にアルバムや位牌(いはい)等が回収された場合は、市で一時的保管し、所有者の方に引き渡す機会を設ける予定です。
- (2) 大型重機を用いての作業となるため、撤去現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の市職員や現場作業員の指示に従ってください。

【参考】

1 撤去の対象

宅地や中小の事業所の敷地内の、津波によって発生・漂着した「建築物等の残骸」や「流木」などがれき、自動車等。

- ※ 完全に倒壊してがれき状となっている家屋は、基礎のみを残し撤去します。
- ※ 農地については、農業用水路・排水路のがれき等の撤去や農地への進入路を確保し、かつ、宅地におけるがれき等の撤去が終了した段階から開始します。(担当:経済局)

2 撤去の進め方

- (1) ひきまとまりの地区ごとに、重機を使用して撤去作業を行います。撤去を希望されない場合は、上記道路先までご連絡ください。
- (2) 自動車については、事前に張り紙により告知の上、撤去します。なお、現場の状況により、がれき等とは撤去日が前後することがあります。

出典:「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」(平成28年3月、仙台市環境局)

【技 25-1、技 25-2（別添）】

（8）平成28年熊本地震における熊本県益城町の事例

～ホームページを活用した損壊家屋の撤去申請者への情報提供～

被災初動時における課題

- 公費解体申請の半数以上が申請受付当初に集中し、申請から解体着手までに時間を要した。
- 申請総数の3,247件（後に取り下げられたものを含む）のうち、平成28年6月15日から同月30日までの半月で1,908件もの申請が集中した。
- 事情を知らない申請者からすれば、町内の建物はどんどん解体が進んでいるのに自分の家屋はいつまでたっても解体されないという不安が焦りがいつしか不満へと変化し、役場への苦情につながったと考えられる。

公費解体が必要な家屋



出典：「平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録」
（平成30年3月、益城町）

取り組み内容・工夫した点

- 事業開始当初は申請が集中していたことを詳細には広報していなかったが、途中からは申請者の不安感を少しでも解消するために、町のホームページで申請件数、完了件数、進捗率を公開した。

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

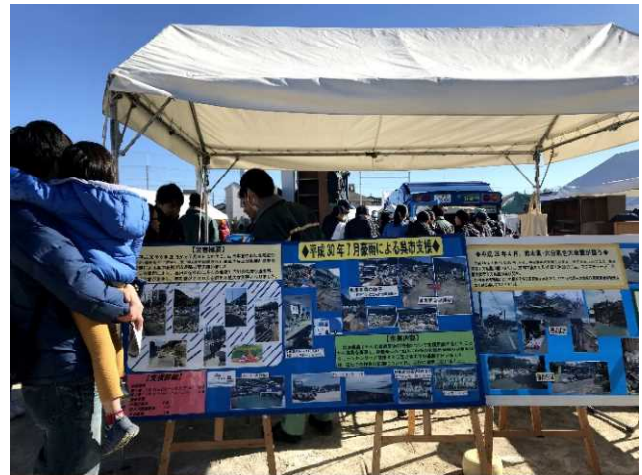
3. 平時における住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティス

(1) 神奈川県川崎市の事例

～防災訓練での市民に対する啓発活動、市民向けパンフレットの作成～

- 川崎市では各区防災訓練でゴミ収集・広報担当者によるゴミ分別啓発、災害廃棄物収集支援の説明が行われている。
- また市民向けのパンフレットを作成し、災害時のごみの出し方に関する周知を図っている。

防災訓練での市民に対する周知



市民向けパンフレット

災害が起きた時のごみのこと
川崎市では、災害時の廃棄物処理に関する計画を策定し、災害に備えています。

災害で出たごみってどうするの?
災害時に発生する大量のごみを迅速に処理することは、**復旧・復興**につながります。

Point
自助・共助が大事!
災害時にもリサイクルの推進!



災害時のごみの分別と収集

○分別は通常通りで**変更はありません**。

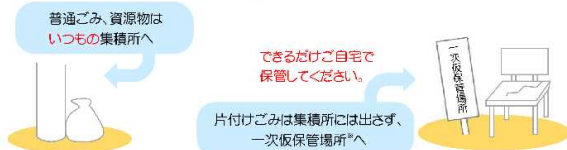
○普通ごみは
原則3日後から収集します。
曜日は通常通りです。

○資源物は
一時的に収集を停止します。
再開のめどが立ったら、改めてお知らせします。
収集再開まで、家の中での保管をお願いします。



「片付けごみ」について

「片付けごみ」は「**一次仮保管場所**※(お近くの公園など)」に出します。



※一次仮保管場所…片付けごみを一時的に集める場所。発災後にお近くの公園などに設置します。

? どうして災害時にも分別が必要なの?

災害時には、多くのごみが排出されるため、収集しきれず**腐敗・悪臭**が発生する恐れがあります。
生ごみなどを優先的に収集するため、分別を行い、資源物などは一時的に保管していただくようお願いいたします。



? どうして「片付けごみ」は集積所に出せないの?

壊れた家具・家電などが普通ごみと一緒に出されると、**収集自体がとても困難**になると同時に、**緊急車両**などの通行の妨げになるためです。
また、**積みあがった家具**などが割れる危険性もあります。



日頃からの心がけ

災害が起こった時、家の中で壊れた家具や家電が散乱し、ごみの片付けや処分にもつれまわらねません。
普段から不要物を整理しておけば、災害ごみを減らすことにつながります。

災害廃棄物の処理については「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」で定めています。



川崎市災害廃棄物等処理実施計画 検索

問合せ先: 川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当
川崎市環境局生活環境部減量推進課

電話 044(200)3721
電話 044(200)2580

出典: 川崎市ホームページ

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(2) 長野県松本市の事例

～ 市民向け「災害廃棄物処理ハンドブック」の作成～

- イラストや写真を活用して市民が馴染みやすい災害廃棄物処理ハンドブックを作成している。災害廃棄物は道路上やごみステーションにはおらずに仮置場へ搬出することや、仮置場での分別の必要性等について記載している。

市民向け「災害廃棄物処理ハンドブック」

仮置場とは?
災害廃棄物を一時的に保管しておく場所のこと。

災害時は廃棄物が大量に発生し、通常どおりの処理が追いつきません。住宅の前の道路脇や通常のごみステーションなどに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げとなってしまいます。発災後に決められた仮置場に出してください。

◎道路脇に排出された状況



これでは車の通行の妨げになります

松本地産道路閉鎖状況 (2019年4月)
出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

運搬: 住民

市民仮置場
住民自らが災害廃棄物を移動させて一時的に保管しておく場所

運搬: 市

1次仮置場
市民仮置場にあるもの及び解体した建物などから発生するものを集めて分別し、中間処理まで保管しておく場所

仮置場はお近くの公園や空き地などに設置予定です。設置場所については、災害の状況に応じて住民のみさまにお知らせします。

中間処理 (破砕・焼却)

リサイクル 埋立処分

災害廃棄物は道路やごみステーションには置かず仮置場へ搬出しましょう!!

仮置場で分別する必要性とは?

災害廃棄物は分別して仮置場へ排出してください。

分別することで処理期間が短くなり、悪臭の発生や害虫の被害抑制につながります。

- 処理に時間がかかる
- 処理費用の増加
- 腐敗性廃棄物(生ごみなど)による悪臭や害虫の発生
- ガスボンベなどによる火災の危険

分別されないといと...



北海道胆振東部地震 仮置場 (2018年9月)
出典: 環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

◎災害廃棄物の分別方法

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみさまにお知らせします。

市民仮置場

入口

木くず

家具類

家電製品 (テレビ、冷蔵庫などは可能な限り家電リサイクル法により処理を行ってください。)

瓦

コンクリートがら

金属くず

畳・布団

生活ごみなど災害廃棄物以外のごみは仮置場に出さないでください。

ごみの積み上げすぎには気を付けましょう。

出口

ごみの分別にご協力ください。しっかり分別していただくことでスムーズにごみを処理できます。

出典：松本市ホームページ ハンドブックより一部抜粋

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(3) 大阪府堺市の事例

～市民向け「もしものときの災害廃棄物処理ハンドブック」の作成～

- イラストを活用して市民が馴染みやすい災害廃棄物処理ハンドブックを作成している。
- 災害廃棄物の市民仮置場への搬出や、市民への協力依頼事項について記載している。

市民向け「災害廃棄物処理ハンドブック」



出典：堺市ホームページ ハンドブックより一部抜粋

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(4) 北海道札幌市の事例

～ 市民向け「もしものときの災害廃棄物処理の手引き」の作成～

- イラストを活用して市民が馴染みやすい災害廃棄物処理の手引きを作成している。
- 災害廃棄物の処理のおおまかな流れや処理スケジュールについて記載している。

市民向け「もしものときの災害廃棄物処理の手引き」

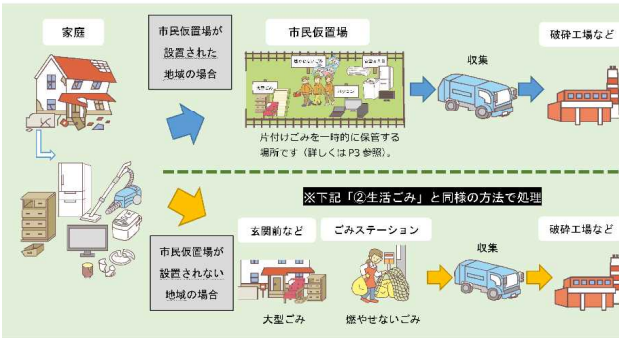
1 大災害時に発生するごみはどのように処理するの？

震度7の地震などの大規模な災害が発生すると、家庭や避難所、建物自体から、5種類のごみが発生します。



① 片付けごみ

片付けごみとは、災害によって壊れたり汚れたりした食器や家具などの、燃やせないごみや大型ごみのことです。家庭で片付けごみが大量に発生し、生活に支障があるときには市民仮置場を設置することがあります。市民仮置場が設置されない地域では、通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所に、その他のごみはごみステーションへ排出をお願いします。



② 生活ごみ

生活ごみとは、災害の発生の有無に関わらず、家庭で生活する際に排出される、「①片付けごみ」以外のごみのことです。生活ごみのうち、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所に、その他のごみはごみステーションへ排出をお願いします。



3 大災害発生後の大まかなスケジュール

時期の目安		初動期 (24時間以内)	災害発生初期 (概ね3日目頃まで)	応急期 (概ね14日目頃まで)	復旧期
		▶	▶	▶	▶
片付けごみ	市民	ごみは自宅の中で保管	・市民仮置場が設置された地域の場合 →市民仮置場へ排出 ・市民仮置場が設置されなかった地域の場合 →大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出		通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出
	行政	収集車・処理施設の状況確認	片付けごみの収集 必要に応じて市民仮置場の設置		通常の収集体制
生活ごみ	市民	ごみは自宅の中で保管	大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出 収集できないごみ種は自宅のなかで保管		通常どおり、大型ごみは事前申し込みのうえ玄関前などの打ち合わせた場所へ、それ以外はごみステーションへ排出
	行政	収集車・処理施設の状況確認	一部の生活ごみの収集	生活ごみの収集継続 (収集するごみ量の増加)	通常の収集体制
避難所ごみ	市民	避難所の分別ルールに従って排出			避難所閉鎖後は発生しない
	行政	収集車・処理施設の状況確認	避難所ごみの収集		避難所閉鎖後は発生しない
し尿	市民	避難所で簡易トイレを利用	避難所で仮設トイレや簡易トイレを利用		自宅や避難所の水洗トイレを利用
	行政	収集車・処理施設の状況確認	仮設トイレ設置、し尿の収集		仮設トイレの撤去
がれき	市民	ごみは敷地内で保管			原則、専門の業者に処理を依頼し、処理
	行政	処理施設の状況確認 がれきの受入・処理体制の準備	一次・二次仮置場でのがれきの受け入れ、処理		

出典：札幌市ホームページ 手引きより一部抜粋

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(5) 大分県臼杵市、熊本県西原村の事例

～ごみ収集カレンダーを活用した情報発信～

- ごみ収集カレンダーの下部に災害廃棄物の分別方法を記載することで、平時から地域住民へ災害時のごみの出し方を周知している事例がある。

大分県臼杵市のごみカレンダー

9月

正しく分別して収集当日の
朝8時30分までに出しましょう
Separate your garbage properly and take out
the garbage until 8:30 on the collecting day.

日(Sun.)	月(Mon.)	火(Tue.)	水(Wed.)	木(Thu.)	金(Fri.)	土(Sat.)
1 収集なし	2 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Containers & Packaging	3 もやせるごみ Burnable	4 収集なし	5 もやせないごみ Non-Burnable	6 もやせるごみ Burnable	7 収集なし
8 収集なし	9 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Containers & Packaging	10 もやせるごみ Burnable	11 新聞紙 その他紙類 段ボール、紙バック 缶、その他金属 Paper, Cardboard, Cans, Other Metals	12 ペットボトル、びん 蛍光灯・電球、乾電池 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Dry Batteries	13 もやせるごみ Burnable	14 収集なし
15 収集なし	16 秋分の日 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Containers & Packaging	17 もやせるごみ Burnable	18 収集なし	19 収集なし	20 もやせるごみ Burnable	21 収集なし
22 収集なし	23 秋分の日 収集なし	24 もやせるごみ Burnable	25 新聞紙 その他紙類 段ボール、紙バック 缶、その他金属 Paper, Cardboard, Cans, Other Metals	26 ペットボトル、びん 蛍光灯・電球、乾電池 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Dry Batteries	27 もやせるごみ Burnable	28 収集なし
29 収集なし	30 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Containers & Packaging	1	2	3	4	5

9月は防災月間です

大規模災害が起きた場合のごみの出し方

大規模災害による被災地については、道路災害等により通常のごみ収集が不可能となります。被災地域の道路の被害状況や面積を考慮した仮置場を設置し、その仮置場にごみを運び込んでもらうこととなります。大規模災害時には、被災者の負担軽減を考慮して、ごみの分別方法は下記のような区分とします。分別して仮置場に並べてください。

1・もやせるごみ	2・大型の家具などの木質系廃棄物	3・畳
4・がれき等のもやせないごみ	5・ガラス・陶磁器類	6・家電製品
7・自転車・アルミ製窓枠などの金属	8・処理困難物(タイヤ等)	9・有害・危険物(消火器、ボンベ等)



3月より後のページにごみの分け方や出し方を掲載

星さは残ってるけど、ゴミは残っていないよ！
うまいこと言うねえ！
クリーンサポーター募集中！
(問い合わせ先 環境課 内線1133)

出典：臼杵市ホームページ ごみカレンダーより一部抜粋

熊本県西原村のごみカレンダー

粗大ごみの種類・災害廃棄物の出し方について

収集日 8月6日(火曜日)・12月10日(火曜日)

午前8時までにごみステーションに出してください。収集する品目は下記の製品のみです!

ここに掲載していないごみは、収集しませんので、絶対出さないください。



自転車・三輪車(子供用)・一輪車・乳母車・おし車(老人用)・ガスコンロ・電子レンジ・オープンレンジ・ミシン・食器乾燥機・濡わかし器・餅つき器・ストーブ・扇風機・ステレオ・オーディオ・ソーシ機・CDラジカセ・キーボード・パイプいす・かさ(壊れ)・電気ポット・ファンヒーター・電気ポット・ビデオデッキ・金物のハンガー(必ず縛る)・ものほし羊・ものほし台(ブロックの付いていない物)

西原村指定のごみ袋(燃えないもの・緑色)に入れられる物
(例)やかん・なべ・懐中電気・ヘルメット・携帯ラジオ等のごみ袋に入るものは、ごみ袋に入れて指定された日に、出してください。

特にお願!家電(テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)パソコン、プリンターは絶対出さないください。

●益城クリーンセンターへの直接搬入ごみについて

- 搬入できる日…月曜日から金曜日まで
 - 受付時間…午前9時から午後4時まで
 - 休場日…土曜日・日曜日・祝日(月曜日の祝日は除く)
 - ※ただし、年末年始は変更になる場合があります。
1. 直接搬入される場合は、1kgにつき10円の手数料がかかります。
 2. ごみは、品目ごとに分別し、降ろしやすい状態で搬入してください。
 3. ごみの大きさや種類によっては、搬入できない(処理できない)ものがあります。この冊子をよく読まれて危険防止など配慮のうえ、適正な処理をお願いします。
 4. 自分で直接搬入できない場合は、村の許可業者に依頼することができます。

●村の一般廃棄物収集運搬許可業者(家庭ごみ)

(株)西原エコ・グリーン 西原村大字小森3212-3 TEL279-3742

●「災害廃棄物」の出し方

地震災害・豪雨災害・台風災害が発生した場合、西原村では災害廃棄物仮置き場を開設します。開設情報は防災無線、役場ホームページ並びに広報臨時号でお知らせします。下記注意事項を守って被災した家財等を搬入してください。

◆注意事項

①仮置き場の場所

西原村民民グラウンド

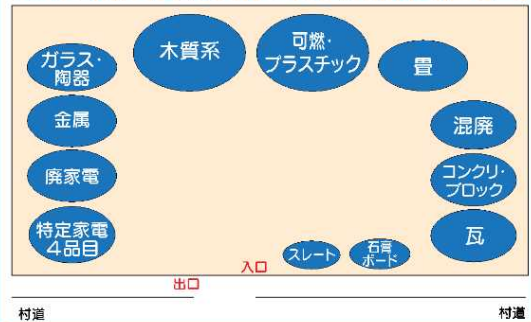
※被害の規模により開設場所を変更する場合がありますので、開設情報をご確認ください。

②受け入れ品目(基本型) 「瓦、コンクリート・ブロック、畳、可燃物・プラスチック、木質系廃棄物、ガラス・陶器、金属、廃家電、特定家電4品目、石膏ボード・スレート、その他」

※仮置き場での分別にご協力ください、分別を実践することで、リサイクル率の向上と、処理費の抑制につながります。

※災害の種類や規模、搬入時期により分別品目を細分化する場合があります、ご協力をお願いします。

災害ごみ仮置き場見取り図及び分別品目(基本型)



【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(6) 神奈川県鎌倉市の事例

～ごみ減量通信を活用した情報発信～

- イラストや写真を活用して市民が馴染みやすい災害廃棄物処理ハンドブックを作成している。
- 災害時のおおまかなごみ出しのスケジュールや日頃から備えておきたいこと等について記載している。

鎌倉市ごみ減量通信

大規模災害が起きると…

市内の様子は…

大規模災害は、市内または隣接する市で、震度5以上の揺れが長く続き、家屋内外の被害やライフラインの寸断などの大きな被害を伴う地震などを指します。

出る「ごみ」は…

片付けごみ し尿 がれき など
災害時のごみの分別は、迅速な復旧・復興作業やごみ処理を行う上で欠かせません。
また、衛生環境の悪化、火災の発生、交通への支障などが生じないよう、市の案内に沿った排出に、ご理解とご協力をお願いします。

大規模災害発生時のごみの出し方とごみの収集 (当日～1か月間)

状況	当日	3日目	1週間	1か月
市民の方へのお話し	<ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみ(生ごみなど) 燃えないごみ 資源物 	家屋内外の壊れたものは、できる限り分別し、自宅でごみを保管する。 大規模災害発生時は、3日ほどごみを出すことができません。 ※資源物収集と分別収集のため	「片付けごみ」や「し尿」、「生活ごみ」の排出 市の収集再開の案内に沿ってごみを出す。 排出場所・収集日を確認する。 ※災害時は、道路状況などの影響で、平常時とは排出場所が異なることがあります。	家屋の解体などの廃損による「がれき」の発生 市の案内に沿って、収集品目を出す。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常用の携帯トイレ 片付けごみ(腐敗しないものに限る) がれき 	上下水道の断水などで自宅トイレが使用できない期間は、非常用携帯トイレなどを使用し、汚物は適切に処理する。非常用携帯トイレは燃やすごみへ。	搬入先となる仮置場が開設されるまで、道路や空き地に無秩序に排出しない。	壊れた家電や家具、家屋の損壊によるごみを、市が指定する場所(仮置場)に搬入する。
市の業務(ごみに関する主な内容)	市から市民への情報提供	災害時は、ホームページ、Twitter、市内の掲示板、広報紙、ラジオなど様々な方法で情報発信します。	・腐敗しやすい「燃やすごみ」から優先的に、収集を再開します。 ・資源物の収集は2～3週間程度後に再開します。(ホームページ、Twitter、市内の掲示板、広報紙などお知らせします。)	開設した仮置場の場所や受付時間、搬入できるごみの種類・分別などをお知らせします。 (ホームページ、Twitter、市内の掲示板、広報紙などお知らせします。)
	主な業務 ・ごみの収集と処理	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況を確認 関係団体へ支援要請 収集体制の構築 災害廃棄物発生量の推計 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理可能量・処理先の見直し 収集の再開 仮置場の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理 仮置場の管理運営

日ごろ備えておきたいこと ～市民の皆様へ～

● トイレ

災害時には上下水道の被害が生じると、トイレが使用できなくなります。災害時に備えて、非常用携帯トイレを用意しておきましょう。
液状のものはなるべく固めてから出してください。携帯トイレがない場合は、破れて汚物が外に出ないように中身をしっかりと包んで出しましょう。

● 非常食

非常食が賞味期限切れになっていたことはありませんか？非常食は、日常的に食べて、食べたら買い足すという「ローリングストック」で、上手に備蓄しましょう。

<ローリングストック>

● ご近所との助け合い

災害時にはご近所同士の助け合いが重要です。日頃から自治町内会の行事などに参加して近隣の方と顔見知りになっておきましょう。

● ごみと資源物

災害発生からおおよそ3日間はごみを自宅に保管しなければなりません。普段からごみや資源物をできるだけ出さない生活を心がけましょう。

<ごみの一時保管場所について>

災害時には、粗大ごみやがれきを、市が指定する仮置場に持ち込めることを原則としています。しかし、自治・町内会から要望があった場合、粗大ごみやがれきなど、腐敗しないごみを一時的に保管する場所の設置を認めています。自治・町内会の集まりなどで、空き地など一時的に仮置きできる場所を話し合っておきましょう。

● 計画の詳細を知りたい

鎌倉市災害廃棄物処理計画 (H30.3改訂) の詳細は鎌倉市ホームページにご覧いただけます。
HP <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

出典：鎌倉市ホームページ ごみ減量通信より一部抜粋

【技 25-1、技 25-2 (別添)】

(7) 静岡県浜松市の事例

～ 広報誌を活用した情報発信～

- 市民が馴染みやすいよう LINE の画面を活用したり、写真やイラストを活用して情報発信している。

浜松市 G.G つうしん

G.G. つうしん 7月号 Vol.63

災害時のごみについてお知らせします!

東日本大震災など大きな災害が発生した場合、人命救助やライフラインの確保が最優先です。しかし、その後は大量に発生するごみの処理が問題になります。ごみ処理施設などの被害によっては、いつもと違う「ごみの出し方」が必要です。ここでは災害時のごみの出し方についてお知らせします。

大きな災害が発生した場合、家庭から出るごみはどうなるの？

発災直後
発災直後は、家庭ごみの収集は一時的に停止する場合があります。発災後は市からの情報に注意してください。

収集が停止したら、自宅のごみはどうするの？

発災後 3日
収集は3日以内に再開する予定です。それまでは自宅で保管してください。生ごみ、汚物、オムツなどの「もえるごみ」から優先して収集を再開していきます。「もえないごみ」「連絡ごみ」「資源物」は再開まで自宅で保管してください。

優先して収集するもの【例】

発災後 3日
生ごみ、汚物、オムツなど

自宅の片付けをしたら、地震で壊れた家具や食器がたくさん出てきたよ。どうやって捨てればいいのか？

発災後 2週間
それらは「片付けごみ」といいます。片付けごみは、市が設置する一次仮置場に分別して持ち込んでください。大量の片付けごみが道路などにあふれると、救急車やごみ収集車の通行の妨げになります。集積所や道路には出さないでください。

トイレはどうなるの？地震で水道や下水道が止まると使えない場合もあるよ。

発災後
自宅では携帯トイレなどを使用してください。災害が起こる前から一週間程度の携帯トイレを用意しておきましょう。また、避難所のトイレを使用することもできます。使用した後の携帯トイレなどは分別して「もえるごみ」として出してください。

全体を通して気をつけることは？

発災後
災害時には大量のごみが発生します。「早くごみを出してしまいたい」と思いますが、急いで捨てる必要のないごみは出来るだけ自宅で保管してください。スムーズな処理を行うために皆様のご協力をお願いします。

発災 どうなる! 災害時のごみ?

<浜松市災害廃棄物処理計画より>

災害時のごみの流れ (発災後2週間経過時)

もえるごみ
生ごみ、汚れたプラスチック、オムツなど

携帯トイレ・簡易式トイレなど
家庭や避難所でトイレとして使用したもの

もえないごみ 連絡ごみ 資源物

片付けごみ
住んでいる家の片付けにより出てきた地震で壊れた家具・家電、割れた食器など

がれき類等
地震被害が原因で解体した家から出てきた木くず、金属くず、ブロック、瓦など

地域のごみ集積所または避難所の決められた場所にごみ出し

収集再開

収集再開のお知らせまで自宅または避難所に分別して保管

市が指定する一次仮置場へ分別して持ち込み

災害時の分別はスムーズな処理の第一歩なのじゃ。大量のごみが一日でも早く片付くよう協力をお願いするのじゃ!

出典：浜松市ホームページ G.G. つうしんより一部抜粋